

県南 広域振興局長

提出者

住所 〒029-0302 岩手県一関市東山町長坂字羽根堀 50

氏名 UBE三菱セメント株式会社岩手工場

工場長 吉田 正春

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

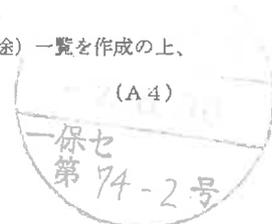
主たる工場又は事業場の名称	UBE三菱セメント株式会社岩手工場	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県一関市東山町長坂字羽根堀 50	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	27,524 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者			

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
		kl
		kl
		kl

備考1 \*印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		(2024)年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
		エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量				
		数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D		
化石燃料									
原油(コンデンセートを除く)			kL			kL			
原油のうちコンデンセート(NGL)			kL			kL			
軽油(ガソリン)		1,00	kL	33		kL	33	2	
ナフサ			kL			kL			
ジェット燃料			kL			kL			
灯油		20.00	kL	730		kL	730	50	
軽油		393.00	kL	14,934		kL	14,934	1,029	
A重油		320.00	kL	12,448		kL	12,448	881	
B・C重油			kL			kL			
石油アスファルト			t			t			
石油コークス		9,426.00	t	321,427		t	321,427	28,875	
石油ガス									
液化石油ガス(LPG)		5.00	t	251		t	251	15	
石油系炭化水素ガス			千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
液化天然ガス(LNG)			t			t			
その他可燃性天然ガス			千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
石炭									
輸入原料炭			t			t			
原料炭			t			t			
コークス用原料炭			t			t			
吹込用原料炭			t			t			
一般炭		8,236.00	t	214,960		t	214,960	19,153	
国産一般炭			t			t			
輸入無煙炭			t			t			
石炭コークス			t			t			
コールダール			t			t			
コークス炉ガス			千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
高炉ガス			千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
発電用高炉ガス			千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
転炉ガス			千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
都市ガス			千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
その他の燃料									
非化石燃料									
黒炭			t			t			
木材		216.00	t	2,851		t	2,851		
木質廃材			t			t			
バイオエタノール			kL			kL			
バイオディーゼル			kL			kL			
バイオガス			千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
その他バイオマス			t			t			
RDF			t			GJ/t			
RPF			t			GJ/t			
廃タイヤ		1,135.00	t	37,682		GJ/t	37,682	1,845	
廃プラスチック(一般廃棄物)			t			GJ/t			
廃プラスチック(産業廃棄物)		6,979.00	t	204,488		GJ/t	204,488	17,920	
廃油		163.00	kL	6,553		GJ/kL	6,553	430	
廃棄物ガス			千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
混合廃材			t			t			
水素			t			t			
アンモニア			t			t			
その他燃料									
小計①							816,183	70,220	
熱									
産業用蒸気			GJ			GJ			
産業用以外の蒸気			GJ			GJ			
温水			GJ			GJ			
冷水			GJ			GJ			
地熱			GJ			GJ			
温泉熱			GJ			GJ			
太陽熱			GJ			GJ			
温水熱			GJ			GJ			
小計②									
電気									
電気事業者①		15,570.84	千kWh	154,532		千kWh	154,532	6,259	
電気事業者② ※複数契約している場合使用			千kWh			千kWh			
自己託送(非燃料由来を除く)		13,418.47	千kWh	115,936		千kWh	115,936		
自家発電			千kWh			千kWh			
太陽光			千kWh			千kWh			
水力			千kWh			千kWh			
風力			千kWh			千kWh			
その他			千kWh			千kWh			
小計③							250,468	6,259	
合計 ①+②+③							1,066,651	76,480	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	27,524	kL
--------------	--------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分	温室効果ガスの排出量	
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	76,450 t-CO <sub>2</sub>
	上記以外の二酸化炭素	
メタンの排出量		
一酸化二窒素の排出量		
六フッ化硫黄の排出量	8.0 t-CO <sub>2</sub>	
パーフルオロカーボンの排出量		
パーフルオロカーボンの排出量		
六ふっ化硫黄の排出量	1.8 t-CO <sub>2</sub>	
三ふっ化窒素の排出量		
合計	76,490 t-CO <sub>2</sub>	

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。  
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。  
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

1)省エネルギーの推進(原油換算量基準 2025年度 1%削減、2026年度 1%削減、2027年度 1%削減)

【具体的な取組】

○省エネルギー

- ①熱エネルギー代替原料:廃プラスチックの増量
- ②原料及び仕上ミル目皿や裏板管理の徹底
- ③事務所・詰所の不在時消灯・暖房切の励行
- ④各照明設備のLED化

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

無し

○自動車利用抑制

無し

○輸送の合理化

混雑を避ける為に、出荷トラックの来場時間を調整する。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

・環境目的、目標及び環境管理プログラムの進捗を品質管理委員会にて徹底する。

(3) 計画の達成度の把握方法

・環境マネジメントレビューにて確認する。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

- ・産業廃棄物リサイクルの推進
- セメント原料・熱エネルギー代替としての利用増加
- ・緑地帯の維持管理の実施